特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	児童手当の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高崎市は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高崎市長

公表日

令和5年2月3日

[平成30年5月 様式3]

項目一覧

Ι	基本情報
п	特定個人情報ファイルの概要
(另	添1)特定個人情報ファイル記録項目
ш	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
v	評価実施手続

I 基本情報

<u> </u>		
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務	
②事務の内容	【事務全体の概要】 児童手当法に基づき、児童手当(※)の認定請求等の受付、認定審査、支給決定、手当の支給等を行う。 ※家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、児童を養育している者に支給される手当。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①父母指定者の届出の受理、審査 ②受給資格者からの認定の請求の受理、審査 ③児童手当の額の改定の請求又は届出の受理、審査 ③児童手当の額の改定の請求又は届出の受理、審査 ⑤氏名等及び住所等の変更の届出の受理、確認 ⑥受給資格者からの受給事由消滅の届出の受理、審査 ⑤氏名等及び住所等の変更の届出の受理、確認 ⑥受給資格者からの受給事由消滅の届出の受理、審査 ⑥受給資格者への認定その他支給に関する処分についての通知 ⑨官公署等に対する必要な資料の提供等の求め ⑩児童手当の寄附の申出の受理、審査 ※事務に係る申請書等について、窓口での受領以外に、サービス検索・電子申請機能(ぴったりサービス)での受領も含む。 なお、上記の事務に関して、番号法別表第二に基づき、各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	
③対象人数	<選択肢>	
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム		

システム1		
①システムの名称	児童手当システム	
②システムの機能	1 異動入力機能 : 請求者等の相談履歴、各種届出に基づく入力機能及び入力された受給者台帳を管理する機能 2 帳票発行機能 : 認定通知・額改定通知・消滅通知・支払通知等の通知書、現況届発行及び一覧出力、受給者台帳帳票を出力する機能 3 支払処理機能 : 各支払月における支払処理機能 4 一括処理機能 : 各種届出の審査結果に基づく認定更新・年次更新や年齢到達による額改定・消滅に基づく処理、時効完成による処理等に基づく異動を一括で受給者台帳に記載する機能 5 異動者抽出機能 : 住民基本台帳担当部門、税務担当部門の異動データに基づいた受給者・配偶者・支給対象児童における異動者の抽出機能 6 統計機能 : 異動集計表等の統計作成機能	
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ())	
システム2~5		

システム2	システム2		
①システムの名称	団体内統合宛名システム		
②システムの機能	1. 個人番号管理機能 : 個人番号と団体内統合宛名番号意に特定できるように管理する機能。 2. アクセス制御機能 : 個人番号利用事務、事務取扱部署制御とログ管理を行う機能。 3. 個人番号確認機能 : 個別業務システムからの要求に認認する機能。 4. 中間サーバ連携機能 : 情報連携で必要なデータを個別へ連携する機能。	署及び事務取扱担当者を紐付け、アクセス 基づき、本人確認のために必要な情報を確	
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既	内連携システム 存住民基本台帳システム 務システム)	
システム3			
①システムの名称	共通基盤システム(庁内連携システム)		
②システムの機能	1. 統合データベース機能 : 個別業務システム間で必要とステムへ提供する機能。 ステムへ提供する機能。 2. 共通管理機能 : 各業務システムを利用する際に必要と 一元化した機能。		
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム [〇] 既	内連携システム 存住民基本台帳システム 務システム)	
システム4			
①システムの名称	中間サーバ		
②システムの機能	1. 符号管理機能 : 情報照会、情報提供に用いる個人の記人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐2. 情報照会機能 : 情報提供ネットワークシステムを介してび情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3. 情報提供機能 : 情報提供ネットワークシステムを介して情報(連携対象)の提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能 : 中間サーバと既存システム、との間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携で連携するための機能。 5. 情報提供等記録管理機能 : 特定個人情報(連携対象)記録を生成し、管理する機能。 6. 情報提供データベース管理機能 : 特定個人情報(連携対象)記録を生成し、管理する機能。 8. セキュリティ管理機能 : 中間サーバと情報提供ネットワークラステム配信マスクラ・職員認証・権限管理機能 : 中間サーバを利用する職員なび提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴うシステムから受信し情報提供ネットワークシステム配信マスクラ・職員認証・権限管理機能 : 中間サーバを利用する職員た各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を10.システム管理機能 : パッチの状況管理、業務統計情に情報の削除を行う機能。	づけ、その情報を保管・管理する機能。 、特定個人情報(連携対象)の情報照会及 、情報照会要求の受領及び当該特定個人 団体内統合宛名システム及び住基システム 携対象)、符号取得のための情報等につい の照会又は提供があった旨の情報提供等 対象)を副本として、保持・管理する機能。 クシステムとの間で情報照会、情報提供、 号化及び復号、電文への署名付与、電文 う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワーク ター情報を管理する機能。 の認証と職員に付与された権限に基づい で行う機能。	
③他のシステムとの接続	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既	内連携システム 存住民基本台帳システム 務システム	

	L J CVIE \		
システム5			
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能(ぴったりサービス)		
②システムの機能	① 市民向け機能 ・自ら受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる。 ② 地方公共団体向け機能 ・市民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する		
	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム		
②州のシスニノトの拉结	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム		
③他のシステムとの接続 	[] 宛名システム等 [] 税務システム		
	[]その他 ()		
システム6~10			
システム11~15			
システム16~20			
3. 特定個人情報ファイル名			
児童手当ファイル			
4. 個人番号の利用 ※			
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 56の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第44条		
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※			
①実施の有無	(選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定		
【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 【情報提供】26、30、87、106の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条、44条及び53条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) 【情報照会】74、75の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第40条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第23項			
6. 評価実施機関における	担当部署		
①部署	福祉部 こども家庭課		
②所属長の役職名	こども家庭課長		

7. 他の評価実施機関

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

児童手当ファイル(受給者ファイル、児童ファイル、支払ファイル、所得ファイル)

2. 基本	2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		<選択肢> 1)システム用ファイル 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象と	なる本人の範囲 ※	児童手当受給者、児童及び世帯員	
	その必要性	児童手当・特例給付の適正な支給を目的としているため、必要な範囲の特定個人情報を保有	
④記録さ	れる項目	<選択肢>	
	主な記録項目 ※	・識別情報	
	全ての記録項目	別添1を参照。	
⑤保有開	始日	平成28年1月1日	
⑥事務担	!当部署	こども家庭課	
3. 特定	個人情報の入手・(使用	
①入手元 ※		[〇]本人又は本人の代理人 [〇]評価実施機関内の他部署 (市民課、市民税課) [〇]行政機関・独立行政法人等 (厚生労働省、年金支払者(日本年金機構)、デジタル) [〇]地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) [○]民間事業者 () [〇]その他 (年金支払者(日本年金機構以外))	
@1 ###		[O] 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 電子メール [] 専用線 [O] 庁内連携システム	

© NTIIA			┃ [○] 情報提供ネットワークシステム			
			[〇] その他 (サービス検索・電子申請機能(ぴったりサービス)			
@##### W						
③使用目的 ※ ————————————————————————————————————			児童手当法に基づく事務を行うため。			
④使用の主体	使用部署	こども家庭課、各支所市民福祉課 児童手当担当				
	#の主体 ────	使用者数	<選択肢>			
⑤使用方法			児童手当受給者台帳に記載することで、適正な支給を行うことに使用する。			
	情報の	の突合	受給資格者からの各種届出の審査のため、各種届出書の記載内容を庁内連携システムや情報提供 ネットワークシステム等から得た情報と突合する。			
6使月	用開始日		平成28年1月1日			
4. 犑	宇定個人情	報ファイルの	の取扱いの委託			
委託(の有無 ※		【 委託する 3 (((1 ((((((((((((((((((() (() (()			
委託事項1			システム運用保守委託			
①委:	托内容		児童手当システム管理			
②委託先における取扱者数 [る取扱者数	<選択肢>			
③委詞	託先名		株式会社GCC			
再	④再委託	の有無 ※	く選択肢> [再委託しない] 1)再委託する 2)再委託しない			
再 委 託	⑤再委託	の許諾方法				
	⑥再委託	事項				
委託	事項2~5					
委託	事項6~1	0				
委託	事項11~	15				
委託	委託事項16~20					
5. 犑	5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)					
提供・移転の有無		Ħ	[O] 提供を行っている (4) 件 [O] 移転を行っている (1) 件 [O] 行っていない			
提供先1			番号法第19条第8号 別表第二に定める情報照会者			
		<u> </u>	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当」が含まれる項(26、30、87、106の項)			
②提供先における用途		る用途	別表第二 第二欄に掲げる事務			
③提供する情報			別表第二 第四欄に掲げる特定個人情報(児童手当関係情報)			
			<選択肢>			

④提供する情報の対象となる 本人の数	[10万人以上100万人未満]	3) 10万人以	上10万人未満 l上100万人未満 以上1,000万人未満
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	児童手当関係情報として必要となる者		
	[〇] 情報提供ネットワークシステム	[]専用線
◎相# ★☆	[]電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥提供方法 	[] フラッシュメモリ	[] 紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムによる特	定個人情報の	提供依頼がある都度。
提供先2~5			
提供先6~10			
提供先11~15			
提供先16~20			
移転先1	社会福祉課		
①法令上の根拠	番号法第9条第1項		
②移転先における用途	生活保護法(昭和二十五年法律第百四 保護に要する費用の返還又は徴収金の		保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、 事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	番号法第9条、別表第一 15項において		
④移転する情報の対象となる 本人の数	[10万人以上100万人未満]	3) 10万人以	上10万人未満 \上100万人未満 以上1,000万人未満
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	別表第二 第四欄に掲げる特定個人情	報(児童手当関	具係情報)
	[〇] 庁内連携システム	[]専用線
。 ⑥移転方法	[]電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
②授料 万法	[] フラッシュメモリ	[〕紙
	[]その他 ()
⑦時期·頻度	特定個人情報の提供依頼がある都度。		
移転先2~5			
移転先6~10			
移転先11~15			
移転先16~20			
6. 特定個人情報の保管・消去			
保管場所 ※	認証が必要。 く中間サーバ・プラットフォームにおける ・中間サーバ・プラットフォームはデータ への入室を厳重に管理する。	る措置> センターに設置	R管。サーバーへのアクセスはID/照合情報による としており、データセンターへの入館及びサーバ室 、のデータベース内に保存され、バックアップも
7. 備考			

【児童手当 受給者ファイル】

No	【識別情報】	
1	個人番号	
2		

No	【連絡先等情報】			
1	氏名			
2	生年月日			
3	性別			
4	住所			
5	電話番号			
6	世帯番号			
7	続柄			
8	世帯主氏名			

No	【児童手当 受給者ファイル】	
1	宛名番号	
2	受給者SEQ	
3	最新変更履歴番号	
4	受給状態コード	
5	配偶者_ID	
6	配偶者職業コード	

No	【児童手当 受給者ファイル】
7	支給要件児童数
8	手当月額
9	改定年月日
10	認定請求年月日
11	認定番号
12	認定年月日
13	認定理由コート・
14	支給開始年月
15	消滅該当日
16	消滅届出日
17	消滅認定日
18	消滅年月
19	認定区分コード
20	消滅理由コード
21	支払差止年月日
22	支払差止理由コード
23	自治体コード
24	現金払いフラグ
25	電話番号

No	【公金受取口座情報】
1	金融機関コード
2	金融機関名
3	店番号
4	支店名
5	預貯金種目コード
6	口座番号
7	名義人氏名

【児童手当 児童ファイル】

	No	【識別情報】
	1	個人番号
ľ	2	

No	【連絡先等情報】
1	児童宛名番号
2	受給者宛名番号
3	受給者SEQ
4	住所
5	電話番号
6	世帯番号
7	続柄
8	世帯主氏名

No	【児童手当 児童ファイル】
1	児童宛名番号
2	受給者宛名番号
3	受給者SEQ

No	【児童手当 児童ファイル】
4	最新変更履歴番号
5	児童順字
6	支給対象コート
7	監護区分コート・
8	生計区分コード
9	居住区分コード
10	支給開始年月
11	支給開始理由コード
12	支給終了年月
13	支給終了理由コード
14	年齢到達年月日
15	算定終了年月日
16	関係区分コード
17	出国年月(海外留学)

【児童手当 支払ファイル】

No	【識別情報】
1	個人番号
2	宛名番号

No	【連絡先等情報】	
1	児童宛名番号	
2	受給者宛名番号	
3	受給者SEQ	
4	住所	
5	電話番号	
6	世帯番号	
7	続柄	
8	世帯主氏名	

No	【児童手当 支払ファイル】
1	宛名番号
2	受給者SEQ
3	支払月
4	支払区分コード
5	被用者区分
6	支払予定額
7	支払予定額3歳未満
8	支払予定額3歳以上
9	支払予定額中学生
10	支払予定日
11	3歳未満第1子数

No	【児童手当 支払ファイル】
12	3歳未満第2子数
13	3歳未満第3子以上数
14	3歳以上第1子数
15	3歳以上第2子数
16	3歳以上第3子以上数
17	中学生第1子
18	中学生第2子
19	中学生第3子以上
20	時効年月日
21	時効フラグ
22	支払額
23	支払額3歳未満
24	支払額3歳以上
25	支払額中学生
26	支払日
27	3歳未満第1子数(支払実績)
28	3歳未満第2子数(支払実績)
29	3歳未満第3子以上数(支払実績)
30	3歳以上第1子数(支払実績)
31	3歳以上第2子数(支払実績)
32	3歳以上第3子以上数(支払実績)
33	中学生第1子(支払実績)
34	中学生第2子(支払実績)
35	中学生第3子以上(支払実績)

【児童手当 所得ファイル】

No	【識別情報】
1	個人番号
2	宛名番号

No	【連絡先等情報】
1	児童宛名番号
2	受給者宛名番号
3	受給者SEQ
4	住所
5	電話番号
6	世帯番号
7	続柄
8	世帯主氏名

No	【児童手当 所得ファイル】
1	宛名番号
2	受給者SEQ
3	現況年度
4	認定区分コード
5	現況受付年月日
6	年金区分コート [*]

No	【児童手当 所得ファイル】
7	扶養人数
8	普通扶養人数
9	老人扶養人数
10	控除前所得額
11	総控除額
12	普通障害者数
13	特別障害者数
14	譲渡所得区分コード
15	本人普通障害区分コード
16	本人特別障害区分コード
17	老年者区分コード
18	寡婦区分コード
19	特別寡婦区分コード
20	勤労学生区分コード
21	維損控除
22	医療費控除
23	小規模控除
24	申告区分
25	未申告認定フラグ

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

児童手当ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

・届出の窓口において届出内容の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・申請書類は必要な情報のみを記載する様式としており、また、記入時に職員が説明若しくは記入例を 提示し、必要な情報以外は記入させないように努めている。

リスクに対する措置の内容

・申請書類を福祉情報システムへ入力後、入力内容を照合し、確認を行う。

・庁内からの各種情報(地方税関係情報・医療保険関係情報)の入手にあたっては、各業務システム及 び庁内連携システムの連携仕様に基づき、対象者以外の情報や不必要な情報は連携されないことをシ ステム上で担保している。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢> 1) 特に力を入れている

Γ

- 3) 課題が残されている
- 2) 十分である

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

1

- ・情報の正確性を確保するため、入手した個人情報については、窓口での聴き取りや添付資料との照合等を通じて確認している。
- ・個人情報の入手にあたっては、他人と間違わないようにするため、氏名、生年月日、性別及び住所等、複数の個人情報を組み合わ せ、確認を行っている。
- 窓口での覗き見を防止するため、窓口に間仕切を設置している。
- ・受け付けた書類の紛失を防止するため、書類を受付後直ちに専用の引き出しにしまう。
- ・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従い申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を 簡潔に行うことで、異なる手続きに係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容

・業務システムでは、担当する業務に応じて、システムの利用権限をIDごとに設定しているため、各自が 担当する業務と関係ない情報を取得することはできないように整備されている。

・宛名システムにおいては、番号利用事務以外で個人番号が取得されることのないよう、番号利用事務 (システム)以外で個人番号の検索を行うことはできない。また番号利用事務(システム)以外では個人

番号は画面表示されない。

リスクへの対策は十分か

十分である

1) 特に力を入れている

3) 課題が残されている

2) 十分である

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

<選択肢> ユーザ認証の管理 行っている 1) 行っている 2) 行っていない システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証を実施す る。また、認証後は利用機能の認可機能により、当該ユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限 具体的な管理方法 することで不正利用が行えない対策を実施している。

1

その他の措置の内容

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢>

1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

2) 十分である

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。

- ・スクリーンセーバー等を利用して、長時間にわたり端末画面に個人情報を表示させない。
- ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置におく。
- ・個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要な範囲にとどめる。コピーした書類は、適切に廃棄を行う。

4. 特	持定個人情報ファイルの	取扱いの委託	[]委託しない
リスク	: 委託先における不正	は使用等のリスク	
	契約書中の特定個人情イルの取扱いに関する	[定めている] <選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	規定の内容	高崎市情報セキュリティポリシーに基づき、特定個人情報に明記している。 ・委託業者は、業務の遂行にあたり、業務上取り扱う高崎・委託業者は情報資産をこの契約の目的のためにのみ利はならない。 ・あらかじめ委託者の承認があるときを除き、情報資産を・委託業者は、情報資産への不当なアクセス又は紛失、私大限の注意をもって管理するものとする。 ・委託業者は、この契約によって知り得た秘密を他に漏ら・上記の各規定は、この契約の期間が満了した後、この契効とする。	市の情報資産を公表、漏えいしてはならない。 川用するものとし、それ以外の目的に利用して 複写し、又は複製してはならない。 皮壊、盗難、改ざん、漏えいの危険に対して最 してはならない。
	託先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	く選択肢> [再委託していない] 1)特に力を入っ 3)十分に行っ	れて行っている 2) 十分に行っている ていない 4) 再委託していない
	具体的な方法	許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常	常の委託と同様の措置を義務付けている。
その他	也の措置の内容	AND IO ME	
リスク	への対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入: 3)課題が残さ:	れている 2)十分である れている
特定個	固人情報ファイルの取扱	<mark>いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する</mark>	措置
5. 特	定個人情報の提供・移車	₹ (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を降	余く。) []提供・移転しない
リスク	: 不正な提供・移転が行		
	固人情報の提供・移転 るルール	[定めている] <選択肢> 1)定めている	2) 定めていない
	ルールの内容及び	·同一機関内における個人情報の移転は個人情報保護系る。	そ例に則り、決められた範囲内に限定してい
	ルール遵守の確認方		
	法	・業務に必要な情報については、所管課に対し利用申請うシステムで制限している。	書を提出し、認められた内容のみ受信できるよ
その他	世の措置の内容	・業務に必要な情報については、所管課に対し利用申請うシステムで制限している。・高崎市情報セキュリティポリシーに則し、情報セキュリテ・違反行為を行った場合は、個人情報保護条例の罰則規	ィに関する教育及び研修を実施する。
		・業務に必要な情報については、所管課に対し利用申請うシステムで制限している。 ・高崎市情報セキュリティポリシーに則し、情報セキュリテ・違反行為を行った場合は、個人情報保護条例の罰則規	ィに関する教育及び研修を実施する。 定により措置を講じる。
リスク	世の措置の内容 つの対策は十分か 個人情報の提供・移転(多	・業務に必要な情報については、所管課に対し利用申請うシステムで制限している。 ・高崎市情報セキュリティポリシーに則し、情報セキュリティ ・違反行為を行った場合は、個人情報保護条例の罰則規	ィに関する教育及び研修を実施する。 定により措置を講じる。 れている 2)十分である れている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 1接続しない(入手)]接続しない(提供) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク <団体内統合宛名システムにおける措置> ・各業務システムから中間サーバ宛の情報照会要求の中継においては、照会元・照会先・照会内容等 の改変は行わないことで、中間サーバにおける目的外入手の抑制の措置に従うことを担保する。 ・接続システムの認証及び団体内統合宛名システム接続端末での職員認証等の機能を備えてあり、あ らかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を抑制する。 <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発 行と照会内容の照会許可用照合リストとの照合を情報提供ネットワークに求め、情報提供ネットワークシ リスクに対する措置の内容 ステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められ た情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応する。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを 実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンラ イン連携を抑止する。 <中間サーバの運用における措置> 中間サーバに対する職員認証・利用権限の設定にあたっては、中間サーバを利用する最低限の職員の みユーザー登録を行い、必要最低限の利用権限を付与することで目的外の入手が行われるリスクに対 応。 Γ 十分である 1 1) 特に力を入れている3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である リスク2: 不正な提供が行われるリスク <団体内統合宛名システムにおける措置> ・団体内統合宛名システムでは、個人番号利用事務(システム)からの接続には認証を必須とし、個人番 号利用事務(システム)以外ではアクセスできない対策を実施。 ・団体内統合宛名システムでは、ユーザIDによる認証と認可機能により、そのユーザがシステム上で利 用可能な機能を制限することで、不正な利用が行えない対策を実施。 <中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネット ワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基 リスクに対する措置の内容 づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワーク システムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した 情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応。 ・中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実 施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライ ン連携を抑止する。 <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている] 十分である リスクへの対策は十分か 2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

< 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

- ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容 の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対 応している。
- く中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合 行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を 確保している。
- ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)してお り、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏 えい等のリスクを極小化する。

7. 犋	7. 特定個人情報の保管・消去							
リスク	7: 特定個人情報の漏え	い・滅失	・毀損リスク					
①事品	故発生時手順の策定・	[十分に行ってい	る]	リン特に力な	> を入れて行ってい 行っていない	る 2) 十分に行って	いる
機関に	去3年以内に、評価実施 こおいて、個人情報に関 で大事故が発生したか	[発生なし]		<選択肢> 1)発生あり	> .)	2) 発生なし	
	その内容							
	再発防止策の内容							
その他	也の措置の内容							
リスク	への対策は十分か	[十分である]		> を入れている 残されている	2) 十分である	
特定值	固人情報の保管・消去に	おけるそ	の他のリスク及び	そのリスク	に対する措置			
外部記る。	R憶媒体は施錠できるキ [.]	ヤビネッ	トに保管し、一時的	パに記録した	-個人番号付電−	子申請データは、イ	使用の都度速やかに	完全消去す
8. 監	査							
実施の	の有無 	[0]]自己点検	[]内部監査	[] 外部監査	
9. 彼	9. 従業者に対する教育・啓発							
434 3114 -					✓ 123.1 □ □+ ✓			
(従業社	者に対する教育・啓発	[十分に行ってい	る]	く選択肢> 1) 特に力: 3) 十分に	> を入れて行ってい 行っていない	る 2) 十分に行って	いる

10. その他のリスク対策

く中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退出管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・	1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
①請求先	市民部 市民生活課				
②請求方法	本人請求による。「市庁舎1階市民情報センター」又は「各支所の情報公開窓口(地域振興課)」にて所 定の請求書に必要事項を記入し、身分証明書を提示の上請求書の提出を行う。				
③法令による特別の手続					
④個人情報ファイル簿への不 記載等	_				
2. 特定個人情報ファイルの	D取扱いに関する問合せ				
①連絡先	高崎市福祉部こども家庭課 〒370-8501 群馬県高崎市高松町35番地1 電話:027-321-1247				
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。				

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年1月30日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取 【任意】
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月20日	I 5②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 【情報照会】26、30、87の項 (別表第二における情報照会の根拠) 【情報提供】74、75の項	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 【情報照会】26、30、87の項 (別表第二における情報照会の根拠) 【情報提供】74、75の項	事前	番号法の改正による番号法第 19条の号ズレ修正 施行日:令和3年9月1日
令和3年8月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(受給者ファイル)5提供先1	番号法第19条第7号 別表第二に定める情報照 会者	番号法第19条第8号 別表第二に定める情報照会者	事前	番号法の改正による番号法第 19条の号ズレ修正 施行日:令和3年9月1日
令和3年8月20日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(受給者ファイル) 5①法令 上の根拠		番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当」が含まれる項(26、30,87の項)	事前	番号法の改正による番号法第 19条の号ズレ修正 施行日:令和3年9月1日
令和3年8月20日		番号法第19条第7号 別表第二に定める情報照 会者	番号法第19条第8号 別表第二に定める情報照 会者	事前	番号法の改正による番号法第 19条の号ズレ修正 施行日:令和3年9月1日
	11 特定他人情報ノバイルの做		番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当」が含まれる項(26、30,87の項)	事前	番号法の改正による番号法第 19条の号ズレ修正 施行日:令和3年9月1日
令和3年8月20日		 番号法第19条第7号 別表第二に定める情報照 会者 	番号法第19条第8号 別表第二に定める情報照 会者	事前	番号法の改正による番号法第 19条の号ズレ修正 施行日:令和3年9月1日
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(支払ファイル)5①法令上の根拠	刑限/及び別衣弟―弟二慷(情報提供有/か)巾	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当」が含まれる項(26、30,87の項)	事前	番号法の改正による番号法第 19条の号ズレ修正 施行日:令和3年9月1日
令和3年8月20日		番号法第19条第7号 別表第二に定める情報照 会者	番号法第19条第8号 別表第二に定める情報照 会者	事前	番号法の改正による番号法第 19条の号ズレ修正 施行日:令和3年9月1日
令和3年8月20日	11 特定他人情報ノバイルの做 声(形得ファイル)5①注今 F	削限/及び別衣第一第二側(用靴旋供石/か)川	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当」が含まれる項(26、30,87の項)	事前	番号法の改正による番号法第 19条の号ズレ修正 施行日:令和3年9月1日
令和3年9月30日	I 2.システム1~3 ③他のシステムとの接続		最新のシステム構成を反映	事後	再実施に伴う見直し

令和3年9月30日	I 3特定個人情報ファイル名	1. 受給者ファイル 2. 児童ファイル 3. 支払ファイル 4. 所得ファイル	児童手当ファイル	事後	再実施に伴う見直し
令和3年9月30日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概 要	受給者ファイル 児童ファイル 支払ファイル 所得ファイル	児童手当ファイル(受給者ファイル、児童ファイル、支払ファイル、所得ファイル)	事後	再実施に伴う見直し
令和3年9月30日	(別添1)ファイル記録項目		各特定個人情報ファイルごとにシートを分離	事後	再実施による変更
令和3年9月30日	Ⅲ1特定個人情報ファイル名	受給者ファイル、児童ファイル、支払ファイル、 所得ファイル	児童手当ファイル	事後	再実施に伴う見直し
令和3年9月30日	I 4法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 56の項	・番号法第9条第1項 別表第一 56の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣 府・総務省令第5号) 第44条	事後	再実施に伴う見直し
令和3年9月30日	I 5②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 【情報照会】26、30、87の項 (別表第二における情報照会の根拠) 【情報提供】74、75の項	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 【情報提供】26、30、87、106の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条、44条及び53条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) 【情報照会】74、75の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第40条	事後	再実施に伴う見直し
令和3年9月30日	Ⅱ5移転先1①法令上の根拠	番号法第9条第2項	番号法第9条第1項	事後	再実施に伴う見直し

令和3年9月30日	Ⅴ1.①実施日	平成27年7月31日	令和3年9月30日	事後	再実施に伴う見直し
令和4年9月30日	I 5②法令上の根拠	の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令(平成 26年内閣府・総務省令第7号) 第19条、44条及 び53条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) 【情報照会】74、75の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため	び53条 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) 【情報照会】74、75の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第40条	事前	令和4年10月に開始される公 的給付支給等口座登録制度 の施行前に提出するもの。
令和4年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (児童ファイル)2基本情報 ④記録される項目、主な記録 項目	[] その他()	[O] その他 (公金受取口座情報)	事前	令和4年10月に開始される公 的給付支給等口座登録制度 の施行前に提出するもの。
令和4年9月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (児童ファイル)2基本情報 ④記録される項目、その妥当性	・地方税関係情報 児童手当・特例給付を適	・個人番号、4情報 本人確認、児童手当・特例給付を適切に支給するために必要・連絡先 児童手当・特例給付の受給者等に問合せを行う場合に必要・地方税関係情報 児童手当・特例給付を適切に支給するために必要・年金関係情報 受給資格者の被用者・非被用者の別に応じて、事業実施に係る国・都道府県・市町村の費用負担を算定するために必要・公金受取口座情報 指定された口座に支給するために必要	事前	令和4年10月に開始される公 的給付支給等口座登録制度 の施行前に提出するもの。

114044-97200	II 特定個人情報ファイルの概要 (児童ファイル)3特定個人情報の入手・使用①入手元	[O] 行政機関·独立行政法人等 (厚生労働省、年金支払者(日本年金機構))	[〇] 行政機関・独立行政法人等 (厚生労働省、年金支払者(日本年金機構)、デジタル庁)	事前	令和4年10月に開始される公 的給付支給等口座登録制度 の施行前に提出するもの。
令和4年9月30日	Ⅴ1①実施日	令和3年9月30日	令和4年9月30日	事前	再実施に伴う見直し

	I 1②事務の内容	の番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①父母指定者の届出の受理、審査②受給資格者からの認定の請求又は届出の受理、審査③児童手当の額の改定の請求又は届出の受理、審査④現況の届出、審査⑤氏名等及び住所等の変更の届出の受理、確認⑥受給資格者からの受給事由消滅の届出の受理、審査⑦未支払の児童手当の請求の受理、審査の未支払の児童手当の請求の受理、審査の決定その他支給に関する必要な資格者への認定その他支給に関する必要な資料の提供等の求めなお、上記の事務に関して、番号法別表第二に基づき、各情報保有機関と中間サーバー及び情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。	に、次代の社会を担う児童の健やかな成長に 資することを目的とし、児童を養育している者に 支給される手当。 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(以下「番号法」 という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の 事務で取り扱う。 ①父母指定者の届出の受理、審査 ②受給資格者からの認定の請求又は届出の受理、審査 ③児童手当の額の改定の請求又は届出の受理、審査 ③児の届出、審査 ⑤氏名等及び住所等の変更の届出の受理、確認 ⑥受給資格者からの受給事由消滅の届出の受理、確認 ⑥受給資格者からの受給事由消滅の届出の受理、確認 ⑥受給資格者からの受給事由消滅の届出の受理、確認 ⑥受給資格者の過知の受理、審査 ③別での場合の通知の受理、審査 ②対についての通知 ②官公署等に対する必要な資料の提供等の求め ⑩児童手当の寄附の申出の受理、審査 ※事務に係る申請書等について、窓口での受領といての受領も含む。 なお、上記の事務に関して、番号法別表第二に なお、上記の事務に関して、番号法別表第二に なお、とも情報保有機関と中間サーバー及び 情報提供ネットワークを介して情報の昭会と提	事前	令和5年2月6日からマイナポータルにおけるぴったりサービスによる電子申請運用が開始されるため
令和5年1月30日	I 2システム5①システムの名 称	_	サービス検索・電子申請機能	事前	令和5年2月6日からマイナ ポータルにおけるぴったり
令和5年1月30日	I 2システム5②システムの機 能	_	① 市民向け機能 ・自ら受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる。 ② 地方公共団体向け機能 ・市民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する。	事前	令和5年2月6日からマイナポータルにおけるぴったりサービスによる電子申請運用が開始されるため

令和5年1月30日	Ⅱ3②入手方法	[] その他()	[O] その他(サービス検索・電子申請機能 (ぴったりサービス))	事前	令和5年2月6日からマイナ ポータルにおけるぴったり サービスによる電子申請運用 が開始されるため
令和5年1月30日	Ⅲ2特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	ないようにするため、氏名、生年月日、性別及び住所等、複数の個人情報を組み合わせ、確認な行っている。		事前	令和5年2月6日からマイナポータルにおけるぴったりサービスによる電子申請運用が開始されるため
令和5年1月30日	Ⅲ7特定個人情報の保管・消 去におけるその他のリスク及 びそのリスクに対する措置	_	外部記憶媒体は施錠できるキャビネットに保管し、一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。	事前	令和5年2月6日からマイナポータルにおけるぴったりサービスによる電子申請運用が開始されるため
令和5年1月30日	Ⅴ1①実施日	令和4年9月30日	令和5年1月30日	事前	再実施に伴う見直し